

保護者の皆様

公共物等破損にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力のお願い ～子どもたちの「心豊かな成長」を願って～

I ねらい

教育指導の一環として費用弁済の手続きを設け、子どもたちの公共物を大切にす
る心を育て、自らの行為に対する責任の自覚を促します。

※ 児童生徒の公共物等破損の発生件数（市立小・中学校）

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
発生件数	1,035件	794件	707件	616件	580件

II お願い

- 子どもに公共心や責任感などの社会規範意識を育てるために、家庭や学校、地域社会が協力し合うことが必要です。善悪の判断については、ご家庭でも子どもの心情を理解しながら指導いただくようご協力をお願いします。
- 子どもが学校の窓ガラスやドアなどの公共物等を故意（わざと）、または、故意に近い状況で破損した場合に、自らの行為に対する責任を促す教育指導の一環として、修繕費用の弁済を保護者にお願いします。

III 運用について

- 学校は、子どもが学校の公共物等を故意（わざと）、または、故意に近い状況で破損した場合に、自らの行為に対する責任を自覚し、豊かな社会性を身に付けられるよう、ご家庭と協力して指導を行います。
- 学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様の成長に役立つよう十分な話し合いをお願いします。
- 弁済額は、基本的な目安として、故意によるものは修繕費の100%、故意に近いものは50%としますが、実情に合わせて柔軟に対応を図ります。

令和5年 横浜市教育委員会